

常勤役員報酬規程

(総 則)

第1条 社団法人日本フィットネス協会（以下「協会」という。）の常勤役員（以下「役員」という。）の報酬に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(報酬の種類)

第2条 役員の報酬は、俸給、通勤手当及び特別手当とする。

(俸給月額)

第3条 俸給月額は、別表の範囲内で、理事長が定める。

(俸給の支給日及び支給方法)

第4条 俸給の支給日は、毎月25日（その日が休日に当たるときは、その前日において、その日に最も近い休日でない日（以下「支給日」という。）とする。

2 俸給は、通貨で直接役員に支払うものとする。

(新たに役員となった者の俸給)

第5条 新たに役員となった者には、その日から俸給を支給する。ただし、退職し又は解任された役員が即日役員に任命されたときは、その翌日から俸給を支給する。

(役員でなくなった者の俸給)

第6条 役員が退職し、又は解任されたときは、その日まで俸給を支給する。

2 役員が死亡した場合には、その死亡の日に属する月の俸給を支給する。

(俸給の日割計算)

第7条 前2条の規定により俸給を支給する場合であって月の初日から支給するとき以外のとき、又は、月の末日まで支給するときは、その俸給の額は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数の日数を差引いた日数を基礎として、日割りにより計算する。

(通勤手当)

第8条 通勤手当の支給については協会職員給与規程を準用する。

(特別手当)

第9条 特別手当は、6月1日及び12月1日（以下この条において「基準日」という。）にそれぞれ在職する役員に対して、6月30日及び12月10日（以下この条において「支給日」という。）に、それぞれ支給する。ただし、理事長が支給日以外の日指定した場合は、この限りでない。

- 2 前項の支給日が休日に当たるときは、その日の前日において、その日に最も近い休日でない日を支給日とする。
- 3 特別手当の額は、基準日において役員が受けるべき俸給月額に100分の25の割合を乗じて得た額を加算して得た額を基礎とし、別に定める支給率を乗じて得た額とする。
- 4 第4条第2項の規定は特別手当の支給方法について準用する。
- 5 前4項に定めるもののほか、特別手当の支給について必要な事項は、そのつど理事長が定める。

附 則

1. この規程は、昭和62年9月1日から適用する。

附 則

1. 平成12年3月14日 一部改正（別表）4月1日から適用する。

別 表

役 職	俸 給 月 額
理事長	800,000円以内
常務理事	600,000円以内
理事	500,000円以内

附則

1. この規程は、平成19年9月12日一部改正（名称変更）により施行する。